

国立大学法人及び大学共同利用法人の中期目標に係る 教育研究評価に関する検討事項（案）

検討の前提

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）評価の目的

- 評価により、大学の継続的な質的向上を促進すること
- 評価を通じて、社会への説明責任を果たすこと
- 評価結果を、次期以降の中期目標・中期計画の内容に反映させること
- 評価結果を、次期以降の中期目標期間における運営費交付金等の算定に反映させること

「新しい「国立大学法人」像について」(国立大学等の独立行政法人に関する調査検討会議報告の記述より抜粋)

国立大学法人評価の仕組み

国立大学法人等は、中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。(読替通則法第34条第1項)

国立大学法人評価委員会の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、並びにこれらの結果を考慮するとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に対し国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価結果を尊重して当該中期目標の期間における業務の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。(読替通則法第34条第2項)

機構は、国立大学法人評価委員会から評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、公表するものとする。(大学評価・学位授与機構法第16条第2項)

読替通則法：国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法

1 評価の基本的方針・考え方

中期目標に即した評価

国立大学及び大学共同利用機関（以下「国立大学等」という。）の教育研究に関する中期目標の達成状況を明らかにすることを基本として実施

国立大学等の教育研究の個性の伸長に資する

自己評価に基づく評価

機構（国立大学教育研究評価委員会）が示す評価の枠組みに基づき、各国立大学等が行う自己評価を分析し、その結果に基づき評価を実施

国立大学等の教育研究の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進

国立大学等の自主性・自律性を尊重

2 評価の実施方法

国立大学等の教育研究の特性を踏まえた評価

評価対象組織

評価内容

評価方法

意見申立ての機会の保証

3 評価の実施体制

評価組織の整備とその構成

評価者の確保

4 評価の結果と公表

5 評価のスケジュール

評価の実施時期

評価の実施スケジュール

6 その他

大学機関別認証評価との関係

情報公開の考え方